

# 最新の法改正が住宅・建築業界に 与える影響と対策

---

弁護士 秋野 卓生

# 原価高騰リスク

---

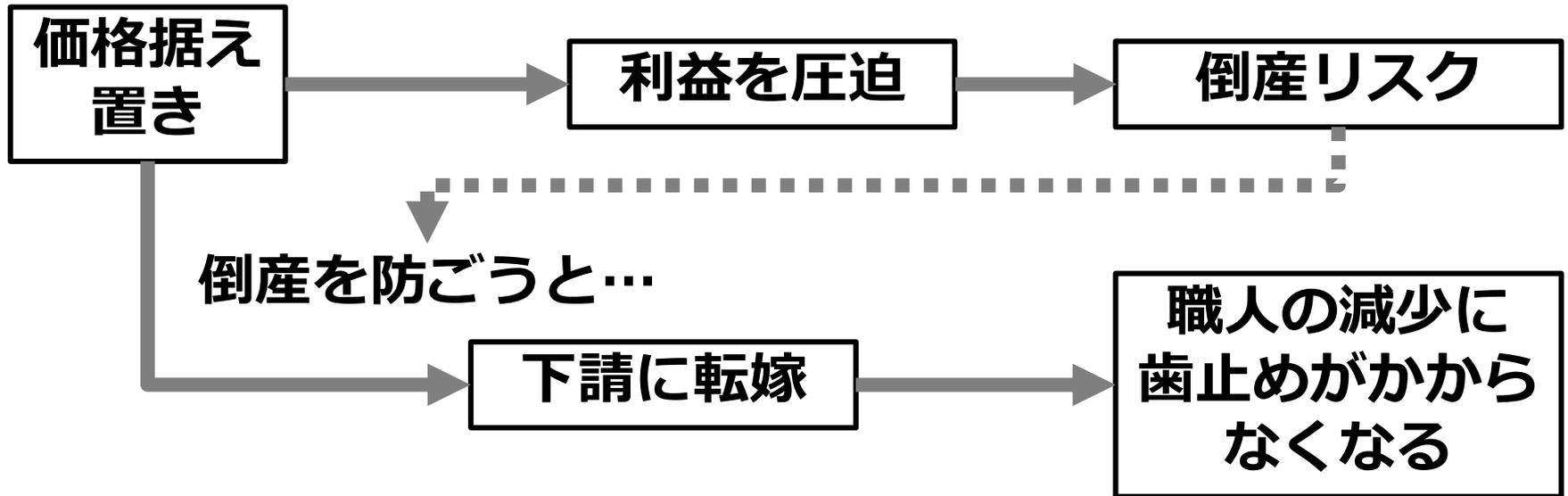
- ウッドショックによって木材の価格が高騰。まだ今後の見通しも立たない
- 2023年にはインボイス制度が導入
  - 消費税免税事業者だった建築職人が消費税納税をすることとなると、全体的に原価が高騰する。



**既に目の前にある“原価高騰のリスク”**

# 住宅価格を据え置くか？

- 住宅業界の持続可能性を考えると据え置きはリスク。



# 下請け取引、年間1万社調査 買ったたき監視へGメン増員

経済

+ フォローする

2021年11月6日 21:47 [有料会員限定]



政府は下請け取引の適正化に向けて、年1万社以上の中小企業へのヒアリング調査を始める。「下請けGメン」と呼ぶ調査員を大幅に増員する。不当な買ったたきなどがないか監視を強化する。公正取引委員会とも連携し、悪質な場合は企業名を公表する。

「新しい資本主義実現会議」が8日まとめる緊急提言に盛り込む。現在下請けGメンは全国で約120人、年間およそ4000社の下請け中小企業を訪問調査している。提言どおりになれば現在の倍以上の規模になる。

賃金や材料費といったコストの増加を下請け企業が適正に転嫁できているか調べる。  
発注企業が価格交渉に応じているかどうか目を光らせる。

買ったとき以外に、決済方法なども調査する。下請け側の資金繰りの負担にならないよう現金化まで時間のかかる約束手形は避けるよう促す。発注企業の働き方改革や在宅勤務の拡大のしわ寄せで下請け企業の負担が増していないかも点検する。

下請法に違反する疑いがあれば公取委と連携して調査する。悪質な場合は公取委が指導や企業名の公表を伴う勧告をする。違法でなくとも中小に不利な慣行は業界団体などに是正を働きかける。

下請けGメンは2017年に設置した。21年1月までのヒアリング調査の実績は累計2万997件。

## 定期調査（下請事業者向け）

### 親事業者との取引に関する調査について

下請事業者を対象に実施する「親事業者との取引に関する調査について」の報告を行うためのページです。あらかじめ、令和3年11月29日付けでお送りしたハガキに記載の「ログインID（整理番号）」、「パスワード」, 「調査対象の親事業者」を御確認いただき、次の「調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）」から回答をお願いします。

#### [調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）](#)

※上記の「調査専用サイト（親事業者との取引に関する調査）」は守秘義務を負っている外部業者に委託しています。URLに公正取引委員会が保有する政府ドメインである「jftc.go.jp」が含まれていませんが、公正取引委員会が実施する公式の調査です。

#### 【問い合わせ先】

公正取引委員会 下請法調査事務局（コールセンター）

電話番号 03-6628-2962（※ 通話料金がかかります）

受付時間 月曜日～金曜日（祝日を除く）9:30～12:00, 13:00～17:30

## 親事業者との取引に関するオンライン調査

### ■親事業者との取引に関するオンライン調査について

#### ◆当サイトについて

公正取引委員会は、下請取引の公正化を図り、下請事業者の利益を保護するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）を中小企業庁と協力して運用しています。

このたび、親事業者（下請法上の委託元のことであり、**資本関係を有する等の親会社のことではありません。**）から提出された下請事業者名簿を基に、貴社（貴方）に本調査への協力を依頼することとなりましたので、お忙しいところ恐縮ですが、下記の要領にて御協力くださいますようお願いいたします（本調査は、貴社〔貴方〕の親事業者に下請法上の問題が認められたか否かにかかわらず実施しているものです。）。

貴社（貴方）がこの調査に協力したこと及び貴社（貴方）の回答内容について、**貴社（貴方）の親事業者に知らせることは一切ありません。**また、貴社（貴方）の回答内容について、本調査の目的以外に使用することはありませんので、ありのままの事実を回答してください（消費税に関する回答については、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査の情報として使用させていただく場合があります。）。

この調査に関して、親事業者から回答内容について指示を受けたり、回答内容を提供するよう求められたりした場合は、以下の問い合わせ先まで御連絡ください。

◆親事業者との取引に関する調査概要

1 提出期限 令和3年12月24日(金)

2 回答内容

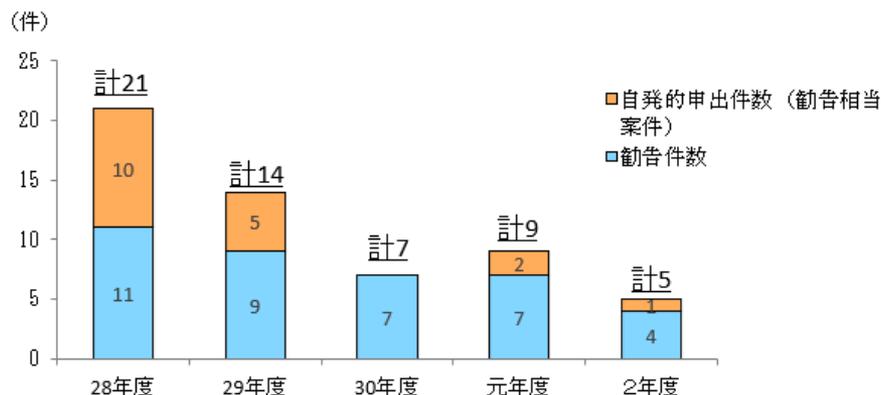
(1) 本調査の通知はがき(公取下第87号)の親事業者名欄に記載している事業者が、調査対象の親事業者です。通知はがきは調査対象の親事業者ごとに発送していますので、複数の通知はがきを送付される場合があります。この場合、お手数ですがそれぞれの通知はがきに記載のログインID(整理番号)を使用してログインして回答し、御提出ください。

(2) 設問に対する回答の補足説明がある場合には、その内容を設問16の自由記載欄に記入してください。

# 2021年6月2日の公取委の発表

- 公正取引委員会が2021年6月2日に、下請け業者への支払い遅延や買ったたきといった下請法違反の親事業者への勧告や指導が、2020年度に811件あったと発表。
- 13年連続で過去最多を更新。

勧告件数及び自発的申出件数（勧告相当案件）の推移



指導件数の推移



# 2021年6月2日の公取委の発表

---

- 新型コロナウイルスの影響を受けた違反事例も見られた。
- 発注取り消しなどコロナに関連した相談についても2020年2月以降、約500件寄せられていると発表。

# 2021年6月2日の公取委の発表

---

- コロナ関連の親事業者への指導事例
  - 衣料品製造販売会社が売り上げの減少や資金繰りの悪化を理由として、期日を過ぎて代金を支払った
  - 社員教育受託会社が取引先から講師派遣をキャンセルされ、委託した下請け業者に対し、費用負担せず発注を取り消した

# 2021年6月2日の公取委の発表

---

- 下請に対する不利益が大きいため、親事業者を公表する勧告は4件あった。
- さらに、公取委より代金の不当減額などを指摘されたことで、親事業者が下請け側に支払った額は約5億4千万円に上る。

## 11. 勧告(第7条)、措置請求(第6条)

- 下請法では親事業者が禁止事項に定める行為を行っている、又は、行っていたと公正取引委員会が認めたとき、公正取引委員会は、親事業者に対し、違反をとり止めて原状回復をさせることを求めるとともに、再発防止などの措置を実施するよう勧告を行っています。勧告が行われた場合は、違反行為者、違反事実及び勧告の概要を原則として公表することとしている。
- なお、勧告は公正取引委員会しか行うことができないため、中小企業庁において公正取引委員会による適切な措置をとるべき事実があると考えられる事案がある場合は、公正取引委員会に対して適切な措置をとるべきことを求める措置請求を行うことができることとなっている。

## 12. 罰則(第10条、第11条)

- 親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務が守られなかった場合には、**違反行為をした者(本人)のほか、会社も50万円以下の罰金に処せられます(第10条第1項第1号、第2号)。**
- 親事業者に対する定期的な書面調査などにおいて報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、中小企業庁や公正取引委員会の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も50万円以下の罰金に処せられます(第11条)。

# 下請法関係の動向に注意が必要

- 9月に経済産業省は、下請の中小企業が労働コストなどの増加分を納入価格に転嫁できているか、中小3万社を対象に実態を調査することを発表。
- 公正取引委員会は、毎年秋ごろに下請事業者約30万社にアンケート調査しているが、今年の調査では買ったたき被害が多い業種や、飲食や宿泊など新型コロナウイルス感染拡大の打撃が大きい業種などで対象企業を増やしている。
- 10月には公正取引委員会が、IT関連のソフトウェアやシステム開発を担う下請企業2万社を対象に取引実態の調査に乗り出すと発表。
- 公正取引委員会等が、下請法違反の防止に積極的に動いている。

# 1. 下請法の制定経緯

下請法に違反するような行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち、「**優越的地位の濫用**」行為に該当し、**独占禁止法第19条の規定に違反するおそれがあるが**、同法により規制する場合、当該行為が「取引上優越した地位を利用したものかどうか」、「**不当に不利益なものかどうか**」を個別に認定する必要があり、この認定には相当の期間を要し問題解決の時機を逸するおそれなどがあるため、**迅速かつ効果的に下請事業者の利益の保護を図るため**、独占禁止法に比較して簡易な手続きを規定した**下請代金支払遅延等防止法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された。**

## 【独禁法第2条第9項】

### <不公正な取引方法の行為類型>

- (1) 共同の取引拒絶
- (2) 差別対価
- (3) 不当廉売
- (4) 再販価格の拘束
- (5) 優越的地位の濫用**
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、**公正取引委員会が指定**するもの。

## 【独禁法第19条】

事業者は、**不公正な取引方法**を用いてはならない。

★物流特殊指定

製造委託等の下請取引では、「**優越的地位の濫用**」の問題が生じやすく、このような行為を**迅速かつ効果的に規制するには独禁法だけでは不十分。**

## 下請法の制定

- ① 資本金区分、取引内容の明確化
- ② 親事業者の遵守事項の明確化
- ③ 監視体制の強化  
(立入検査権、措置請求権)
- ④ 勧告制度の採用(公取)など

## ★中小企業施策としての位置付け

下請法は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の保護を図るという目的から、中小企業関係法としての性格も併せ持ち、中小企業施策の重要な柱の一つ。

## ★中企庁と公取委の役割分担

- ① 調査対象となる親事業者は中企庁と公取委で親事業者の担当を分担して実施。
- ② 下請法は公取委が主管のため、法解釈等については公取委が権限を有する。

## 2. 下請法の目的

### 第1条(目的)

この法律は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、親事業者の下請事業者に対する取引を公正ならしめるとともに、下請事業者の利益を保護し、もって国民経済の健全な発達に寄与することを目的とする。

#### 目的 (第1条)

- ・下請取引の公正化
- ・下請事業者の利益保護

#### 親事業者の定義、下請事業者の定義 (第2条第1項～第8項)

#### 親事業者の義務 (第2条の2、第3条、第4条の2、第5条)

#### 禁止事項 (第4条第1項、第2項)

#### 調査権・勧告等 (第9条、第7条 等)

#### 親事業者の義務

- (1) 書面の交付義務(第3条)
- (2) 書類の作成・保存義務(第5条)
- (3) 下請代金の支払期日を定める義務(第2条の2)
- (4) 遅延利息の支払義務(第4条の2)

#### 禁止事項(第4条第1項及び第2項の各号)

- (1) 受領拒否の禁止
- (2) 下請代金の支払遅延の禁止
- (3) 下請代金の減額の禁止
- (4) 返品の禁止
- (5) 買ったたきの禁止
- (6) 購入強制・利用強制の禁止
- (7) 報復措置の禁止
- (8) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- (9) 割引困難な手形の交付の禁止
- (10) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- (11) 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

### 3. 下請法の適用範囲 (1)考え方

下請取引 = ①資本金区分 + ②取引の内容

■ 下請法が適用される下請取引は、  
①事業者の資本金区分  
②取引の内容  
の2つの要件から定められている。

- ①製造委託
- ②修理委託
- ③情報成果物作成委託
- ④役務提供委託

上記、①～④の4つに大別。  
※製造業からサービス業まで幅広い業種  
で下請取引は対象となっている。

①及び②の要件に合致した下請取引に対し、下請法が適用。

# 下請法の適用範囲

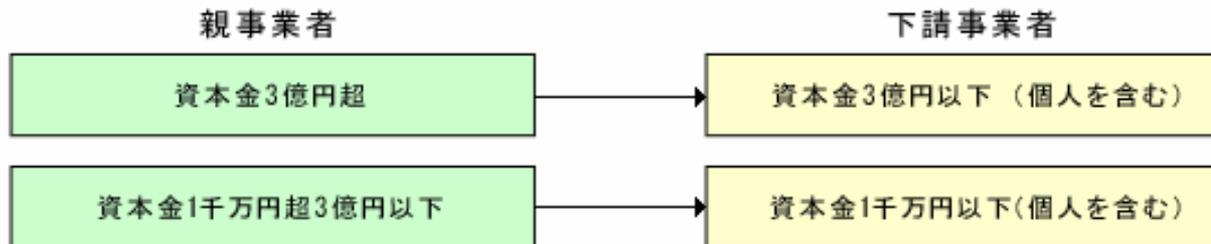
## • 下請法の適用対象（資本金要件）

### 2 親事業者、下請事業者の定義

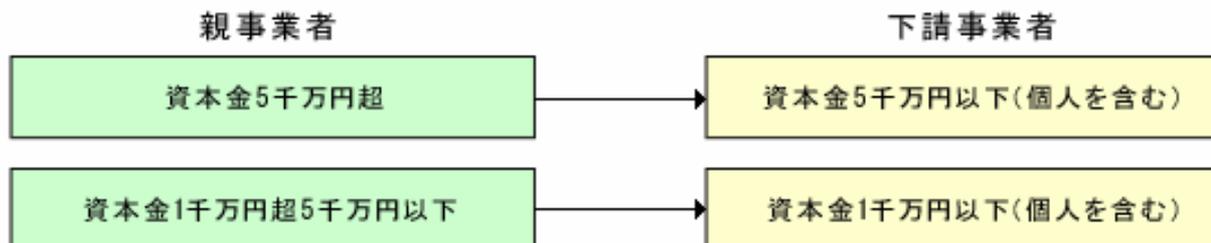
(第2条第1項～第8項)

下請法の対象となる取引は事業者の資本金規模と取引の内容で定義

#### || (1)物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物・役務提供委託を行う場合



#### || (2)情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の情報成果物・役務提供委託を除く。）



# 情報成果物作成委託とは

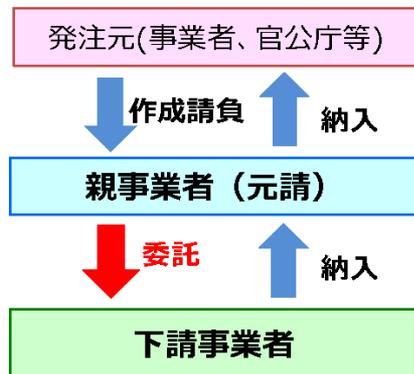
---

Q

- 設計事務所が各種図面作成を行う（注文書を当社が発行）事は下請法対象（役務提供）という認識で正しいか

## 6. 情報成果物作成委託(2)類型2 / 類型3

### 【類型2】請負の目的である情報成果物の作成委託

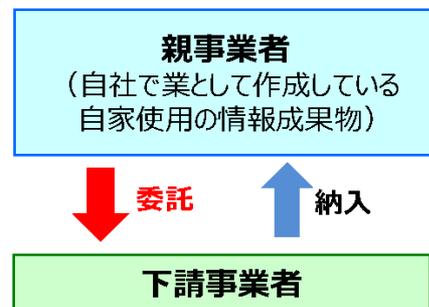


➡事業者が業として請け負う作成の目的たる情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

#### 【例】

- ① 広告会社が、クライアントから受注したCMの制作をCM制作会社に委託する場合。
- ② アニメーション制作業者が、制作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託する場合。
- ③ 建設業者が、施主から作成を請け負う建築設計図面の作成を建築設計業者に委託する場合。

### 【類型3】自社で使用・消費している情報成果物で自社で作成しているものの作成委託



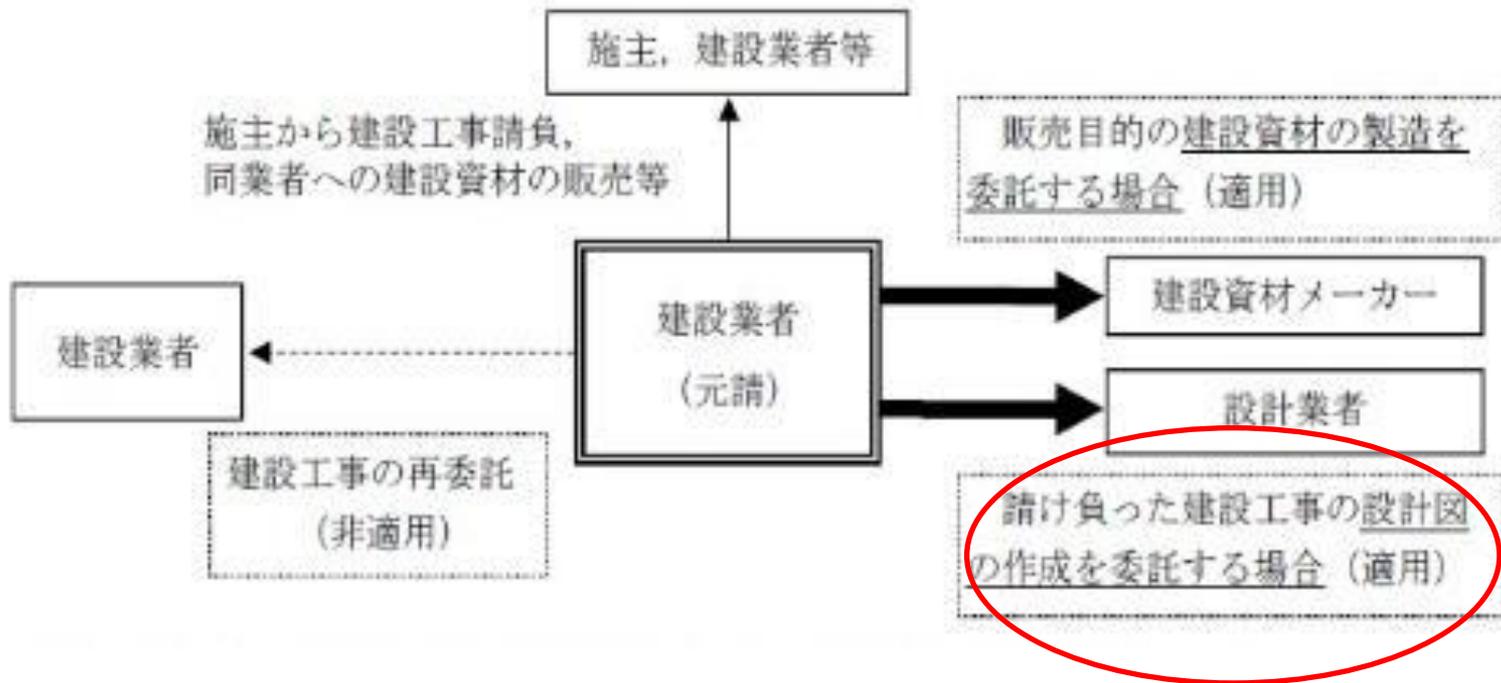
➡事業者がその使用する情報成果物の作成を業として行う場合に、その情報成果物の作成の行為の全部又は一部を他の事業者に委託すること。

- 【例】家電メーカーが、内部システム部門で作成する自社用経理ソフトの作成の一部をソフトウェアメーカーに委託する場合。

➡ 下請代金法の対象となる下請取引

# 下請法の適用範囲

- 下請法対象である（公取HPQA）。



# 下請工事代金の支払い

	建設業法24条の6(※)	下請法2条の2
支払い期間の起算時	下請負人から引渡し申し出があった日	給付を受領した時
支払期間	50日	60日
遅延損害金 (遅延利息)	14.6%	14.6%

(※1) 特定建設業者が注文者となった下請契約（請負人が特定建設業者又は資本金額4000万円以上の場合を除く）に限られる。

(※2) 他に、元請負人は、発注者から工事代金の支払いを受けたときは、当該支払いの対象となった建設工事を施工した下請負人に対し、支払いを受けた時から1ヶ月以内に下請代金の支払いをしなければならないとの規制がある。

## 8-(3) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）

親事業者が、物品等を受領した日から起算して60日以内のできるだけ短い期間内で、支払期日を定める義務。

### ■ この規定が設けられたねらい

下請取引の性格から、親事業者が下請代金の支払期日を不当に遅く設定するおそれがあり、下請事業者の利益を保護するため。

- 親事業者は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、**受領日(注)から起算して60日以内(受領日を参入する。)**のできる限り短い期間内で、**下請代金の支払期日を定めなくてはならない。**

(注)受領日とは、● 下請事業者から物品等又は情報成果物を受領した日。  
● 役務提供委託の場合は、下請事業者が役務を提供した日。

### ■ 下請法上の下請代金の支払期日

- ① 受領日から起算して60日以内に支払期日を定めた場合は、その定められた支払期日
- ② 支払期日を定めなかった場合は受領日
- ③ 受領日から起算して60日を超えて支払期日を定めた場合は、受領日から起算して60日を経過した日の前日

### ■ 支払期日の3条書面への記載例の適否

- ①「〇月〇日まで」
- ②「納品後〇日以内」



①、②は支払の期限を示しており、具体的な日が特定できないため、**認められない。**

- ③「〇月〇日」
- ④「毎月末日納品締切、翌月〇日支払」



③、④は、具体的な日が特定可能であり、**認められる。**

定められた支払期日より前に下請代金を支払うことは差し支えない。

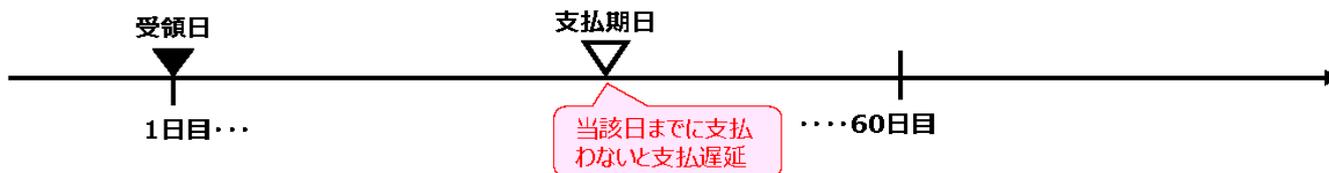
## 9-(2) 下請代金の支払遅延の禁止① (第4条 1項 2号)

※支払期日までに下請代金を支払わないことを禁止

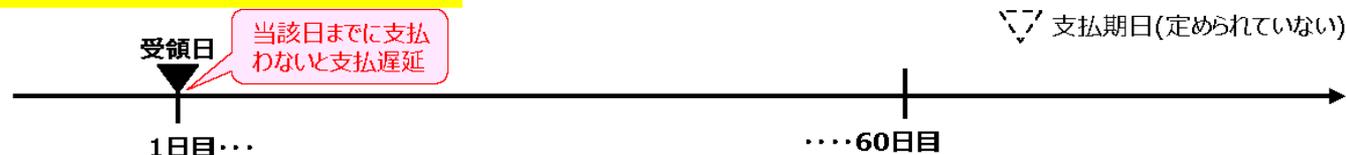
### ■この規定が設けられたねらい

支払期日までに納入した物品等又は情報成果物(提供した役務)の下請代金の支払を受けなければ、**下請事業者の資金繰りがつかず、従業員への賃金の支払い、材料代の支払等が困難になり、最悪の場合は倒産に追い込まれるなど下請事業者の経営の安定が損なわれる**ので、これを防止するためである。

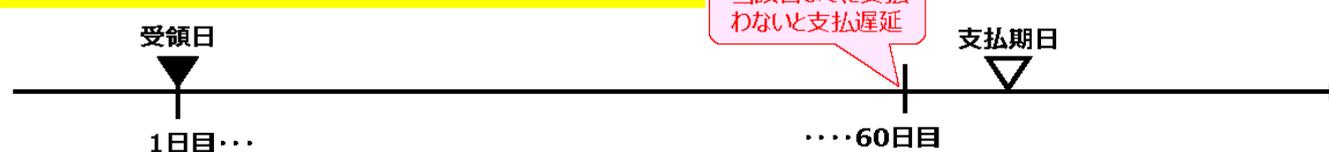
#### (ア) 支払期日が受領日から60日以内に定められている場合



#### (イ) 支払期日が定められていない場合



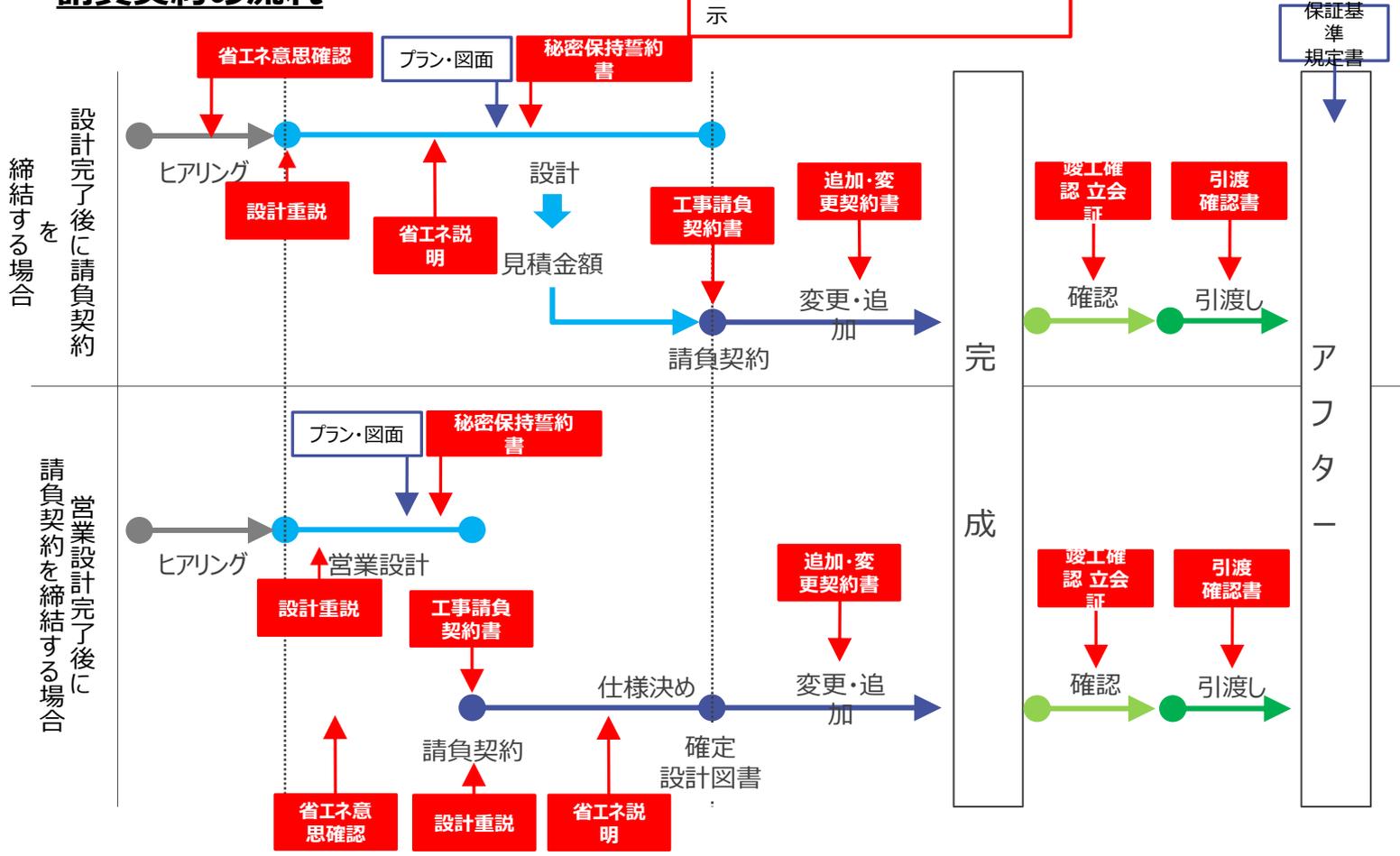
#### (ウ) 支払期日が受領日から60日を超えて定められている場合



**IT重説を活用して、  
スマートな省エネ説明・  
重要事項説明をしましょう！**

# 請負契約の流れ

電子化が可能なものについては赤で表示



# 省エネ説明もIT説明でOK

- 建築物省エネ法改正に基づく省エネ説明もタブレットによるIT説明でOK。
- 数少ない建築士の負担軽減のためにもIT説明で乗り切りたい。

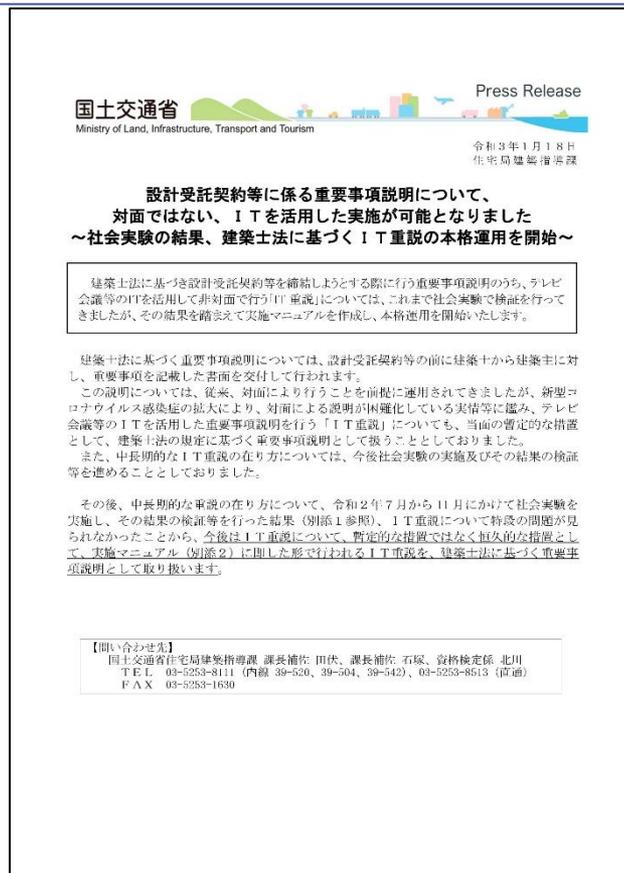
国土交通省WEBサイトより

住宅		改正前	改正後
大規模 (2,000㎡以上)		届出義務	届出義務 審査手続きの合理化を通じて、指示・命令等の監督の実施を重点化
中規模 (300㎡以上2,000㎡未満)			
小規模 (300㎡未満)		—	説明義務
住宅TR制度 ※	建売住宅 ※住宅トップランナー制度 大手住宅事業者を対象に、トップランナー基準（省エネ基準を上回る基準）の達成を誘導する制度		建売住宅 注文住宅 賃貸アパート 対象拡大

# 社会実験の結果、建築士法に基づく I T 重説の本格運用を開始

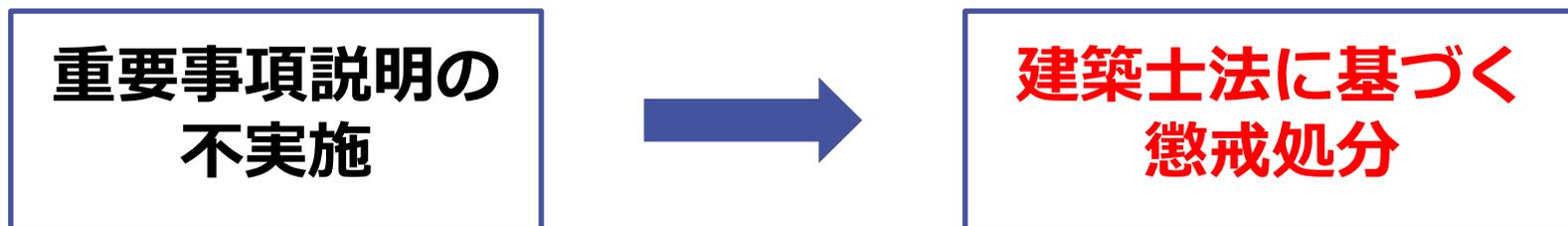
- 国土交通省は、1月18日、「社会実験の結果、建築士法に基づく I T 重説の本格運用を開始」とするプレスリリースを発表。

国土交通省プレスリリース



## 社会実験の結果、建築士法に基づくIT重説の本格運用を開始

- 設計料を受領して実施するものについては、建築士法24条の7の重要事項説明が必要となる。

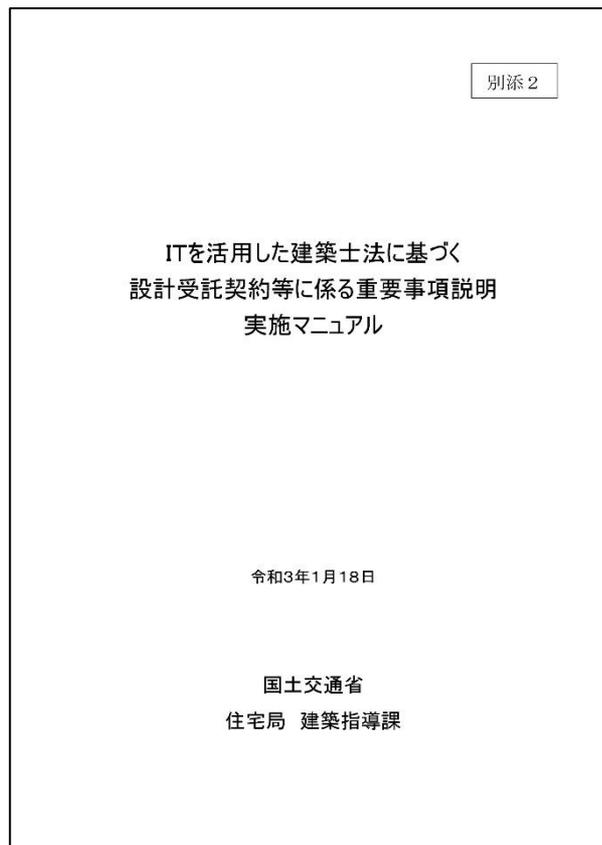


- 重要事項説明は必ず実施していただきたい。
- しかし、社内で数名しか建築士有資格者がいない会社では、建築士の人手が足りず、重要事項説明を実施しないという建築士法違反事例を沢山見てきた。

## 社会実験の結果、建築士法に基づくIT重説の本格運用を開始

- IT重説の活用により、建築士の手間を省力化して建築士法24条の7の重要事項説明を実施する事が可能となる。
- これを機に社内の業務マニュアルを見直し、スマートな重要事項説明を実践していただきたい。

IT重説のマニュアル（国土交通省）



別添2

ITを活用した建築士法に基づく  
設計受託契約等に係る重要事項説明  
実施マニュアル

令和3年1月18日

国土交通省  
住宅局 建築指導課

# IT重説の手順

---

1. 建築主の意向確認・事前同意
2. 重要事項説明書の事前送付
3. 建築主の本人確認
4. 建築士免許証等の確認
5. IT重説の実施（重要事項の説明）

# IT重説の手順

## ① 建築主の意向確認・事前同意

### 認・事前同意

- メールも可
- 同意の取り付けは営業マンなどの補助者でも可

## ③ 建築主の本人確認

- 公的身分証
- 第三者発行の身分証

## ⑤ IT重説の実施 (重要事項の説明)

- 音声は途切れなかったか
- 理解できたか確認

## ② 重要事項説明書の 事前送付

- 書面で送付
- PDFでも可

## ④ 建築士免許証等の 確認

- 建築士免許証等を提示
- 身分証を視認できているか確認

# 1 建築主の意向確認・事前同意

---

- IT重説を実施する場合、事前同意を得る必要がある。この事前同意を取り付ける方法について、国交省作成のマニュアルでは、**メールの活用**が認められた。
- さらに、事前同意を取り付ける主体について、「**建築士又はその補助者**」が実施する事が認められたので、建築士の資格を有しない営業マンでも補助者として事前同意の取り付けを実施する事が可能。

## 2 重要事項説明書の事前送付

---

- IT重説は、建築主の手元に、重要事項説明を行う際に交付する書面（建築士法24条の7第1項に規定する書面。以下「**重要事項説明書**」という。）がある状態で行われることが必要。
- そのため、建築士又はその補助者は、重要事項説明の実施に先立ち、建築主に**重要事項説明書を書面で事前に送付**している必要がある。
- この事前送付の方法について**電子メール等によりPDFファイルを送付**する方法を採用する事が国交省マニュアルで認められました。

### 3 建築主の本人確認

---

- 建築主本人であることは重要事項説明における前提であるため、建築士は IT 重説に際し、テレビ会議等の画面上で**建築主が本人であることを確認**することが必要。
- 具体的には、建築士は IT 重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で**公的な身分証明書**（運転免許証等）や**第三者が発行した身分証**（社員証等）で、建築主が本人であることを確認することが考えられる。

## 4 建築士免許証等の確認

- 建築士は、IT重説の開始前に、テレビ会議等の画面上で**建築士免許証等を提示**し、建築主が建築士免許証等を視認し、その資格を確認することが必要。
- 建築士は、建築主のテレビ会議等の画面上に表示されている建築士免許証等の氏名を、建築主に読み上げてもらうこと等により、**建築主が視認できていることを確認**。
- また、建築士免許証の場合には、建築士の画面上の顔と建築士免許証の写真の顔と比べ、建築士は建築主に、**同一人物であることを確認**してもらう。写真付きの建築士免許証等を持っていない場合は、例えば、**公的な身分証明書（運転免許証等）や、第三者が発行した身分証（社員証等）を併せて提示**。なお、画面に表示させる建築士免許証等については、顔写真、氏名及び登録番号等で足り、生年月日、本籍地欄については、建築士の個人情報保護の観点から、シールを貼ることも差し支えない。

## 5 IT重説の実施（重要事項の説明）

---

- 建築士は、説明が終わった際に、説明内容に理解できない部分はなかったか、説明に問題はなかったか、音声や映像が途切れることがなかったか等について、必ず建築主に**確認**を行う。
- 建築主が**適切に理解できるまで説明**を行う必要がある。

# IT重説の手順

## ① 建築主の意向確認・事前同意

### 認・事前同意

- メールも可
- 同意の取り付けは営業マンなどの補助者でも可

## ③ 建築主の本人確認

- 公的身分証
- 第三者発行の身分証

## ⑤ IT重説の実施 (重要事項の説明)

- 音声は途切れなかったか
- 理解できたか確認

## ② 重要事項説明書の 事前送付

- 書面で送付
- PDFでも可

## ④ 建築士免許証等の 確認

- 建築士免許証等を提示
- 身分証を視認できているか確認

## 説明をする建築士・説明を受けた建築主の署名捺印欄は削除可能

---

- IT重説は、メール送付とテレビ電話で完結させる事ができる。
- 他方で、これまでの重要事項説明書の書式では、説明をする建築士・説明を受けた建築主の署名捺印欄が書式に掲載されていた。
- この趣旨は、間違いなく説明を建築士が行ったこと、間違いなく建築主が説明を受けたことの証を残すという趣旨であり、建築士法が、この欄を設けることを要求しているわけではない。
- **IT重説用の書式として、説明をする建築士・説明を受けた建築主の署名捺印欄は削除可能。**

## 説明をする建築士・説明を受けた建築主の署名捺印欄は削除可能

(説明をする建築士)

氏名：〇〇建太 (印)

資格等：(一級)建築士、管理建築士、所属する建築士

上記の建築士から建築士免許証(免許証明書)の提示のもと重要事項の説明を受け、重要事項説明書を受領しました。

平成27年6月27日

(説明を受けた建築主)

住所：〇〇県〇〇市△〇町3-〇-×-303

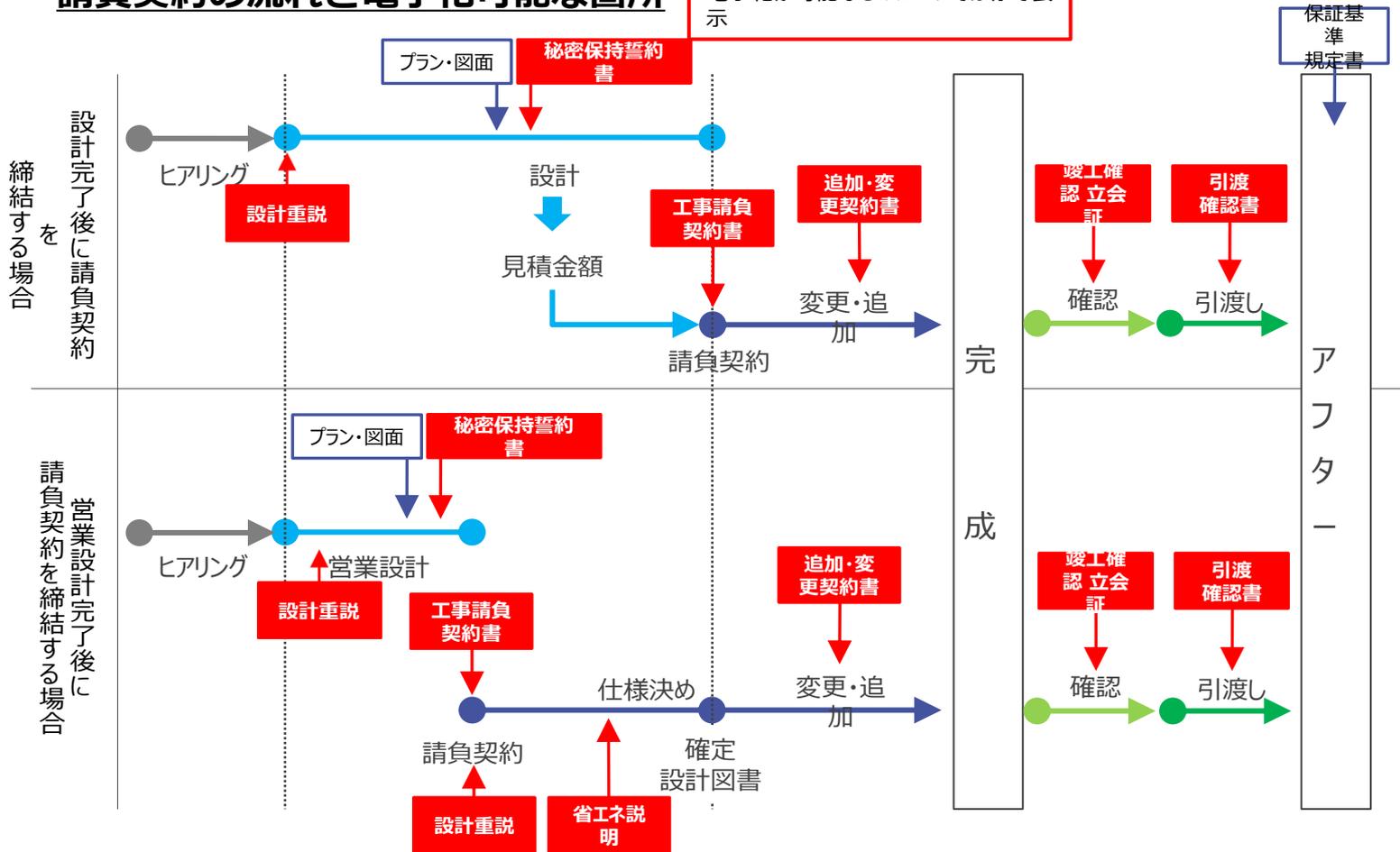
氏名：住屋建夫 (印)

(四会推奨) 重要事項説明書様式 03

IT重説ではこの署名捺印欄は削除可能

# 請負契約の流れと電子化可能な箇所

電子化が可能なものについては赤で表示



# インフラ分野におけるDXの推進について

# デジタル臨時行政調査会の目的

- 「国民や地域に寄り添う」とともに「個人や事業者がその能力を最大限発揮」できる社会をデジタルの力で実現。
- 全ての改革（デジタル改革、規制改革、行政改革）に通底する「デジタル原則」を共通の指針として策定。
- デジタル原則の下、法律、行政組織、デジタル基盤等の経済社会制度を構成する重要な要素を早急に作り直す（＝「新しい資本主義」を実現するための構造改革）。



## 実現すべき改革の方向性

国民と政府）/国と自治体）

⇒政府は国民に寄り添うという視点で直接結びつき、国民は政府に直接働きかけができる制度・ITシステムの構造（デジタルの発展で可能に。実現しつつある国も）

⇒国・自治体一体のシステム構築

社会）

⇒健康・医療、教育、防災、こどもの保護、決済インフラなどの主要（準公共）分野をデジタルで転換

⇒サプライサイドベース・画一的なサービスから、デマンドベース・個別サービスへ

⇒企業や地域を越えた共通的なデータ活用基盤を整備

産業）

⇒規制改革を行い、デジタル時代に相応しいサービスが次々生まれる環境へ

人材）

⇒官民の資金の大学等への流れを強化し、企業側が専門性に応じた高い給与を支払う流れを作り、需給構造を一新

政府）

⇒人材、資金、政策形成・評価の主要な側面で抜本改革  
・人材：世界レベルの人材が政府に  
・資金：世界レベルのシステム構築が可能な資金方式へ  
・データに基づく政策形成・評価の実現（EBPM）

# 「デジタル原則」の方向性

「デジタル原則」は、例えば以下のような項目を含めて検討していったらどうか。DFFT（信頼性のある自由なデータ流通）に基づく国際枠組みの形成も含めて、国内外での連動した対応も具体化していくべきではないか。

## 1. デジタル完結・自動化原則

書面、対面、目視、定期点検などを義務づけるルールについて、デジタル完結・自動化による対応を基本とすること。

## 2. 相互運用性確保原則

官民で適切にデータを活用できるよう、システム間の相互運用性を確保すること。

## 3. デジタル共通基盤利用原則

デジタル基盤、IDやベース・レジストリなどは、分野ごとの縦割で独自のシステムを構築するのではなく、共通基盤を利用すること。

## 4. アジャイルガバナンス原則

デジタル技術を使って、一律かつ硬直的なガバナンスではなく、柔軟で継続的な改善を可能とするガバナンスを行うこと。

## 5. 官民連携原則（GtoBtoCモデル）

行政がサービス提供する際に、国民接点は民間企業のUIUXを活用するなど、民間の力を最大化する新たな官民連携を行うこと。

# (参考) デジタル時代の規制・制度の在り方の検討の具体例

## 規制・制度の類型化と見直しの基準と「切り口」

出典：「デジタル時代の規制・制度の在り方」（規制改革推進会議 令和2年6月）を参考に作成

### 1. 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度

- **リスク把握の精緻化**（リスクに応じた規制・制度へ）
  - ・目視・定期点検義務等
  - 例）建築基準法、車検制度の手続や基準の見直し 等
- 性能基準への移行（**技術中立的な規制**へ）
  - ・特定の技術を前提とした技術要件（安全基準等）
  - 例）建築基準法、消防法 等

### 2. 対面・書面規制

- **対面・書面規制**の再検証と見直し
  - ・対面・書面作成を義務付ける規制
  - 例）宅地建物取引業法、住民基本台帳法 等
- **常駐義務付け**の見直し
  - ・事業実施を特定の場所に限定・義務付け
  - 例）行政書士法 等

### 3. 業規制

- **データへのアクセス確保・共通基盤利用**
  - ・既存の事業インフラ（システム、データ）へのアクセス制限・独自運用
  - 例）不動産取引情報、医療情報 等

### 4. 柔軟な規制体系

- **ゴールベース規制への移行**
  - ・事業や行動に対する詳細な事前規制
  - 例）自動運転の安全ガイドライン

### 5. その他

- **グローバル化への対応・官民連携**
  - ・国際的な競争条件に影響を与える規制
  - ・国際協調が必要な制度・規制

### 見直しの方向性/切り口

- 高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等による情報収集
- A I 等を用いた画像認識・診断センサー等によるリアルタイムデータの把握
- 法令を「技術中立的」なものに改正
- オンライン、リモートによる対応の法令上の許可
- 電子署名等による代替
- ネットを使った事業展開を許容
- テレワークやサテライトオフィスの活用
- API公開・接続義務や共通基盤の利用義務の適用
- 具体的な法令遵守の手法は事業者任せ
- 法益保護達成のため合理的かつ必要・最小限度の規定
- 外国企業に対する法適用（域外適用）
- 国際的なルールづくりへの積極的な関与

## 規制の事前評価における対応

- **規制新設・改正の際の事前評価において、デジタル化の基準を踏まえた検討が行われているかを確認するためのチェックの運用が開始**

# 高潮堤防整備工事

【遠隔臨場実施状況】

現場職人



横断防止柵支柱 長さ確認状況



リモートによる操作・確認状況

現場監督

工事監理者



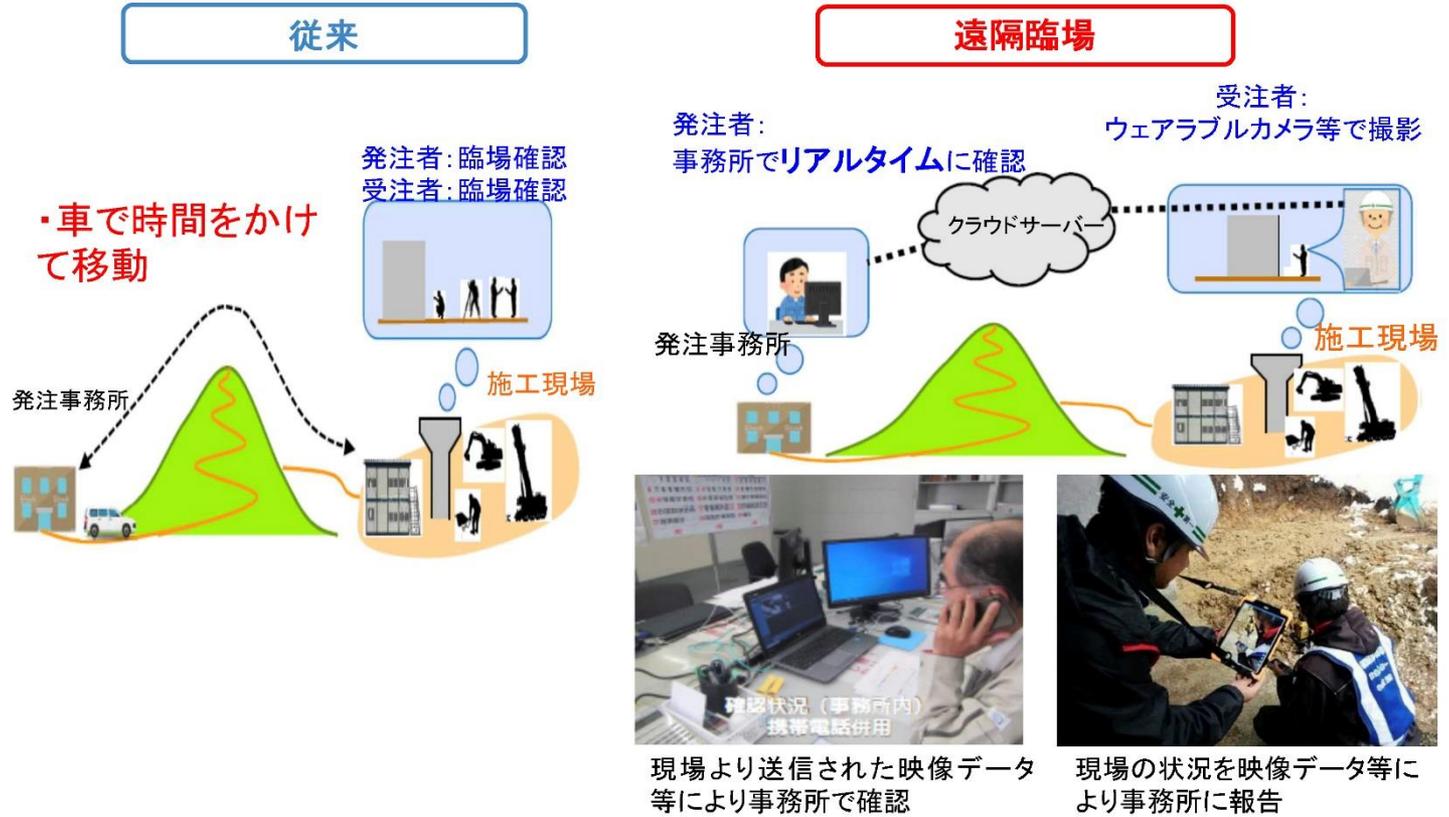
遠隔にて作業を確認中



※国土交通省 荒川下流河川事務所Twitterより「遠隔臨場」の様子

# 行動のDX:対面主義にとらわれない働き方の推進

○新型コロナウイルスが蔓延する状況下でも、いわゆる3密を避け現場の機能を確保するため、映像データを活用した監督検査等、対面主義にとらわれない建設現場の新たな働き方を推進。



# 工事監理者について

- 建築士法第20条第3項

建築士は、工事監理を終了したときは、直ちに、国土交通省令で定めるところにより、その結果を文書で建築主に報告しなければならない。

➤ 工事監理の方法について規制はない。



- 従って、Webカメラを通じて工事監理を実施する旨、建築士法24条の7の重要事項説明書や設計・工事監理契約書にて建築主に対し**説明**がなされており、契約違反が指摘されるリスクがなければ特段問題が無いこととなる。

# 不祥事リスクの懸念

問題は、不祥事リスク。



- 現場職人が、失敗施工の箇所をカメラで写さず、瑕疵の発見ができないといった事態が生じたらどうすれば良いか？現場で確認をせずに本当に精度の高い検査ができるのか？



- このあたりが解決できぬまま建設DXを戸建て住宅現場に持ち込むと、1人の杜撰な検査業務により、何十棟もの欠陥建築物を生むことになりかねない。

あえて写していないこちらで  
施工ミスをしていた…



# 個人情報保護法の改正

# そもそもの「個人情報」の定義を知る

「お客様の名前が記載された紙や図面は  
全て **個人情報** である」

- 「個人情報」：「生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日等によって特定個人を識別可能なもの」  
データベース化されていない書面、写真も対象。  
→ **管理体制の徹底**が要請される。
- 従業員に「**知ってもらう**」事からスタート  
→ 「**お客様の大切な個人情報をお守りする**」  
というおもてなしができるように教育

# 個人情報保護法の概要

# 個人情報定義

---

- 個人情報
  - 生存する個人の情報
  - 誰なのか特定できる情報
- 個人の情報に含まれるものは
  - 氏名・住所・電話番号・生年月日・勤務先・映像、音声 など
  - 住宅業界であれば、顧客の年収や家族の年齢構成など.....
  - 「その情報さえわかれば、どこの誰なのか特定できる情報」のこと

## 個人情報になりうる例

---

- 個人の情報が、2つ以上付け加わると個人が特定できる可能性が極めて高くなるため、個人情報として位置付けるべき。

〔例〕

氏名 + 住所

氏名 + 勤務先

氏名 + 電話番号

映像 + 住所

など

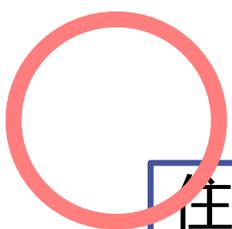
# 個人情報取扱事業者の義務

# 利用目的の特定、通知

- 利用目的を具体的に特定
  - できるだけ具体的に特定
  - 個人情報を提供する側から見て、社会通念上、何に使うのか誰でもわかるように記述

ex.

お預かりした個人情報  
は、弊社の事業活動に用いる  
ために利用いたします。

住宅販売における商品の  
紹介や営業、関連する  
アフターサービスのため  
に利用いたします。

# 利用目的の特定、通知

---

- 利用目的の「明示」が必要な場合
  - ex. 契約書、各種申込書、アンケート用紙、懸賞応募用紙、調査票等に本人に記入させてその個人情報を取得する場合
  - 本人から戸籍謄本、住民票の写し等の交付を受ける場合 など
- 「明示」とは
  - 本人に対して利用目的を明確に示すこと

# 利用目的の特定、通知

---

- 利用目的の「通知」または「公表」が必要な場合
  - ex. インターネット上で本人が自発的に公にしている個人情報を取得する場合
  - インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合
- 「通知」、「公表」の意味
  - 「通知」：本人に直接知らせること
  - 「公表」：本人たるべき者に広く認識させる方法で、通知以外のもの

# I. 改正に至る経緯等

---

## 制度改正の背景と課題

2003年（平成15年） 個人情報保護法成立（2005年（平成17年）全面施行）

法施行後約10年が経過。情報通信技術の発展により、  
制定当時には想定されなかったパーソナルデータの利活用が可能に

2015年（平成27年） 個人情報保護法改正（2017年（平成29年）全面施行）

3年ごと見直し規定が盛り込まれる  
国際的動向、情報通信技術の進展、新産業の創出・発展の状況等を勘案

2020年（令和2年） 3年ごと見直し規定に基づく初めての法改正

令和2年改正

2021年（令和3年） 個人情報保護制度の官民一元化

令和3年改正案※

※ デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律案により改正。なお、法案は現在参議院で審議中。

# 個人情報保護法改正

---

## 令和2年改正

令和4年4月全面施行

### いわゆる3年ごと見直しに基づく改正

利用停止・消去等の拡充、不適正利用の禁止、  
越境移転に係る情報提供の充実、「仮名加工情報」の創設 等

- ✓ 個人の権利利益の保護と活用の強化
- ✓ 越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応
- ✓ AI・ビッグデータ時代への対応 等

## 令和3年改正案

公布後1年以内施行  
(地方部分は公布後2年以内施行)

### 個人情報保護制度の官民一元化

- ✓ 官民通じた個人情報の保護と活用の強化
- ✓ 医療分野・学術分野における規制の統一
- ✓ 学術研究に係る適用除外規定の見直し 等

# 令和2年改正法の概要

## 1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充**する。
- **保有個人データの開示方法**（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする**。
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする**。
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。  
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。  
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

## 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする**。  
（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

## 4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

## 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**(法人重科)。

## 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

## 1. 個人の権利の在り方 改正

- ① 利用停止・消去等の個人の請求権について、一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも拡充する。
- ② 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。
- ③ 個人データの授受に関する第三者提供記録を、本人が開示請求できるようにする。
- ④ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象とする。
- ⑤ オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。

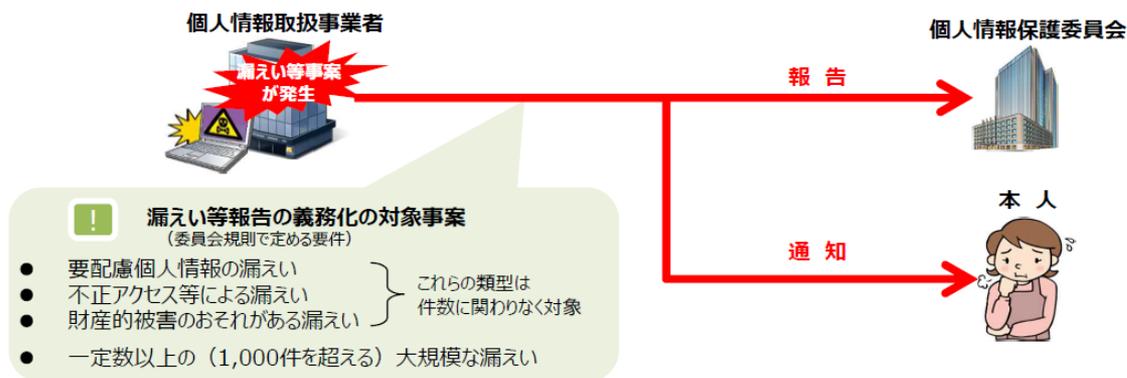
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（1）

### ① 漏えい等報告の義務化 改正

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合に、委員会への報告及び本人への通知を義務化する。

【背景】 漏えい等報告は法令上の義務ではないため、積極的に対応しない事業者も一部に存在しており、仮に、事業者側が公表しない場合、委員会が事案を把握できないまま、適切な対応が行えないおそれがある。



(参考) 現行の告示に基づく漏えい等事案に関する報告の受付状況（令和元年度）

個人情報保護委員会	事業所管大臣	認定個人情報保護団体	計
1,066件	1,519件	1,935件	4,520件

## 2. 事業者の守るべき責務の在り方（2）

### ② 不適正な方法による利用の禁止 新設

- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

【背景】 昨今の急速なデータ分析技術の向上等を背景に、潜在的に個人の権利利益の侵害につながることに懸念される個人情報の利用の形態がみられるようになり、消費者側の懸念が高まりつつある。



#### 「違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法」とは？

例えば、下記のような、**相当程度悪質なケース**が想定されます。

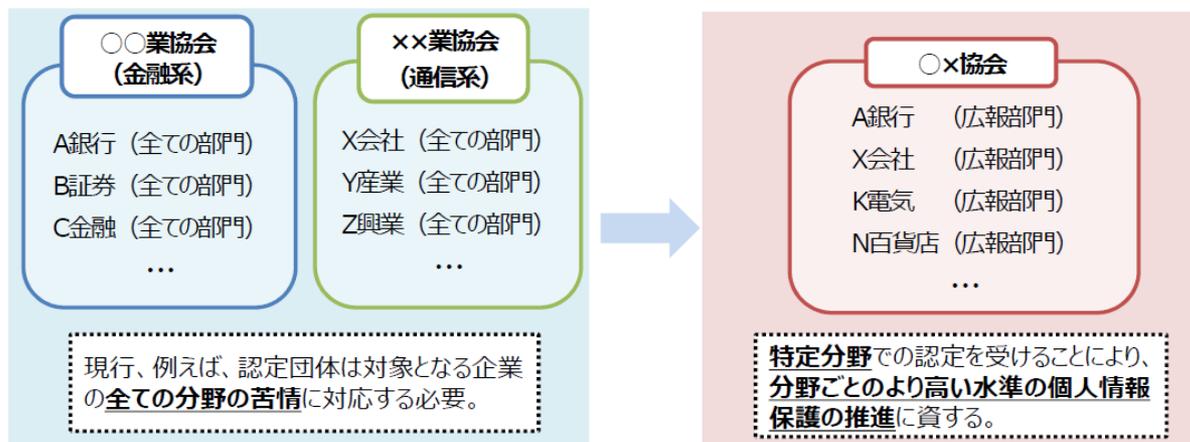
- ① 違法行為を営む第三者に**個人情報を提供すること**。
- ② 裁判所による公告等により散在的に公開されている個人情報について、差別が誘発されるおそれがあることが十分に予見できるにもかかわらず、それを**集約してデータベース化し、インターネット上で公開すること**。

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

#### ○認定個人情報保護団体制度の充実 **改正**

- 認定団体制度について、個人情報を用いた業務実態の多様化やIT技術の進展を踏まえ、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**

【背景】業務実態の多様化やIT技術の進展に伴い、民間団体が特定分野における個人データの取扱いに関する自主ルールを策定していくことや、積極的に対象事業者に対して指導等を行っていくことの重要性が増加。

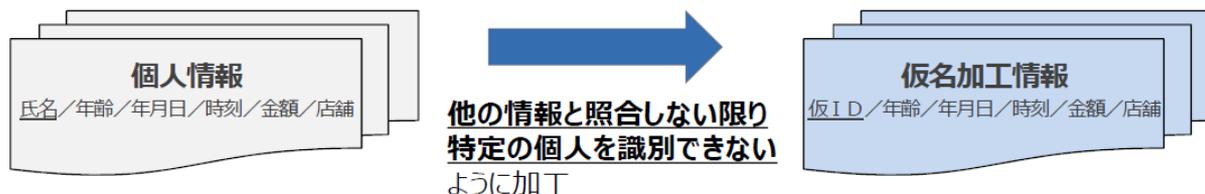


## 4. データ利活用の在り方（1）

### ① データ利活用に関する施策の在り方 新設

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

【背景】 仮名化された個人情報について、一定の安全性を確保しつつ、データとしての有用性を、加工前の個人情報と同等程度に保つことにより、匿名加工情報よりも詳細な分析を比較的簡便な加工方法で実施し得るものとして、利活用しようとするニーズが高まっている。



#### （参考）想定される活用例

1. **当初の利用目的には該当しない目的**や、該当するか**判断が難しい新たな目的**での内部分析
  - ① 医療・製薬分野等における研究
  - ② 不正検知・売上予測等の機械学習モデルの学習
2. 利用目的を達成した個人情報について、将来的に統計分析に利用する可能性があるため、**仮名加工情報として加工した上で保管**

## 5. ペナルティの在り方

### ①法定刑の引き上げ等 **改正**

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる**。
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる**（法人重科）。

【背景】 法に違反する事案が増加する中で、報告徴収や立入検査を行う事案は増加しており、事業者の実態を把握する端緒となる報告徴収や立入検査の実効性を高める必要がある。  
法人に対して、行為者と同額の罰金を科したとしても、罰則として十分な抑止効果は期待できない。

		懲役刑		罰金刑	
		現行	改正後	現行	改正後
個人情報保護委員会 からの命令への違反	行為者	6月以下	<b>1年以下</b>	30万円以下	<b>100万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報データベース等の 不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	<b>1億円以下</b>
個人情報保護委員会 への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>
	法人等	-	-	30万円以下	<b>50万円以下</b>

# 電子帳簿保存法が改正されました

R3.05

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行なわれました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

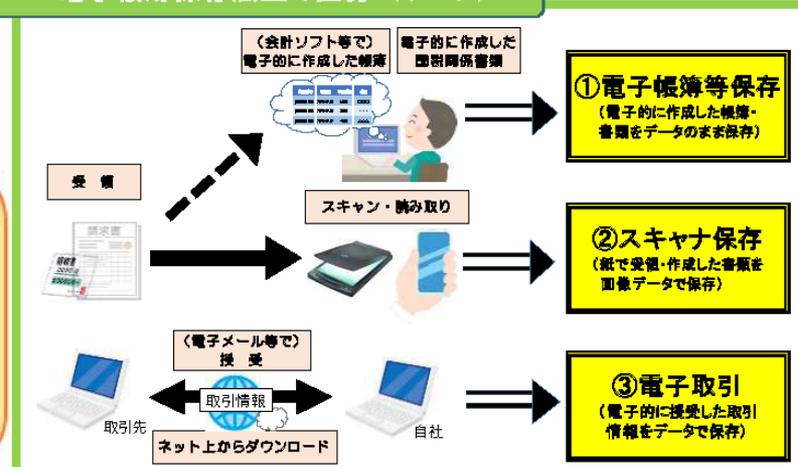
## 導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。

## ～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



## 電子取引の保存要件

※ 下線を付した部分が、今回改正により変更があった箇所になります。

### 真実性の要件

以下の措置のいずれかを行うこと

- ① タイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行う
- ② 取引情報の授受後、速やかに（又はその業務の処理に係る通常の間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付すとともに、保存を行う者又は監督者に関する情報を確認できるようにしておく
- ③ 記録事項の訂正・削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認できるシステム又は記録事項の訂正・削除を行うことができないシステムで取引情報の授受及び保存を行う
- ④ 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を定め、その規程に沿った運用を行う

### 可視性の要件

保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと

電子計算機処理システムの概要書を備え付けること

検索機能※を確保すること

※ 帳簿の検索要件①～③に相当する要件（ダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、②③不要）  
保存義務者が小規模な事業者でダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索機能不要

申請書の様式や電子帳簿保存法のQ&Aについては、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】に掲載しています（改正分は随時掲載していきます。）。詳しくは、 で



国税庁  
(法人番号 7000012050002)

# 人権に配慮した事業活動の促進に関する法律案

## 《日本版人権D D (デュール・デリジェンス) 法案》

### 概要

#### 一 趣旨・目的

事業活動に関し人権を尊重することに係る事業者の責任について、国内外での関心が高まり、事業者がその責任を果たすことを求められるようになってきている

- ・ **ビジネスと人権に関する指導原則** (2011年6月16日 国連人権理事会支持)
- ・ 指導原則を踏まえ、我が国を含めて30か国が国別行動計画を策定・公表 (2021年10月時点)
  - ↳ 「ビジネスと人権」に関する行動計画 (2020年10月関係府省庁連絡会議策定)

人権侵害問題防止等取組に関する情報の提供等についての措置を講ずることで、事業活動に関し人権への適切な配慮を確保

#### 二 定義

- 人権侵害問題： 児童労働、強制労働その他事業活動等に関し発生し、又は発生するおそれがある労働者その他の関係者の人権の侵害に関する問題
- 人権侵害問題防止等取組： 事業活動等に関し、人権侵害問題の発生を防止し、及び人権侵害問題（以下「人権取組」）が発生した場合にこれに対処するための取組

#### 三 責務

- 国・地公体： 人権取組の状況の公表、人権に配慮した事業活動の促進施策を推進
- 事業者： 人権取組情報の提供、他の事業者の人権取組情報を勘案した投資等の実施
- 国民： 事業者の人権取組情報を勘案した投資等の実施

## 四 人権侵害問題防止等取組に関する情報の公表等

## 《人権DD》

### ○ 事業者による人権取組情報の公表等

- ・ 毎事業年度、人権取組報告書の作成・届出

〔 常時雇用する労働者数 300 人超：義務  
上記以外：努力義務 〕

- ・ 人権取組報告書の公表

#### 【人権取組報告書の記載事項】

- ① 方針（人権取組の対象となる人権侵害問題を含む）
- ② 実施期間
- ③ 人権取組の対象となるサプライチェーンの範囲
- ④ 実施体制
- ⑤ 人権取組の状況に関する次に掲げる事項
  - (a) 人権侵害問題の発生の危険性・重大性・対応可能性
  - (b) (a)の危険性及び重大性の低減を図るための措置
  - (c) (b)の措置の効果に関する評価

申請

### ○ 国等による人権取組情報の公表

- ・ 毎年度、人権取組の状況を公表

〔 各省各庁の長：義務  
地公体の長：努力義務 〕

## 五 事業者の認定等

人権取組の実施状況が優良であること等の基準に適合する事業者の認定に関する制度を創設

認定事業者は、

- ・ 認定マークの表示が可能
- ・ 公共調達における優遇

## 六 事業者の人権侵害問題防止等取組に関する情報の利用の促進

国は、事業者又は国民が投資等をするに当たって人権取組情報を利用することを促進するため、技術的な助言その他の必要な措置を講ずる

- ・ 令和●年●月●日から施行
- ・ 3年を目途とした検討条項あり

## SDGsについて

- 国連では、2015年に、「国際社会が2030年までに貧困を撲滅し、持続可能な社会を実現するための重要な指針」として、17の持続可能な開発目標（SDGs :Sustainable Development Goals）を採択。

### SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



ロゴ：国連広報センター作成

# ウッドデザイン賞2018の展示・表彰式会場

**IJPD2018** 同時開催： 社会インフラテック2018 / 日経SDGsフォーラムシンポ

出展者マイページ ENGLISH 中文

開催概要 | テーマゾーン・企画 | セミナー企画 | 体験型イベント | 環境学習コーナー | PRESS ROOM

SDGs時代の  
環境と社会、  
そして未来へ

12/6(木)7(金)8(土) 入場無料  
10:00~17:00

会場 東京ビッグサイト 東ホール  
主催：(一社)産業環境管理協会、日本経済新聞社

事前来場  
登録は  
こちら!

来場事前登録 | 出展者情報 | 会場レイアウト | 交通アクセス

f t i



JAPAN WOOD DESIGN  
AWARD 2018

ウッドデザイン賞2018  
奨励賞(ソーシャルデザイン部門)  
審査委員長賞 受賞





エコプロキッズ  
探検隊

# 原価高騰リスク

---

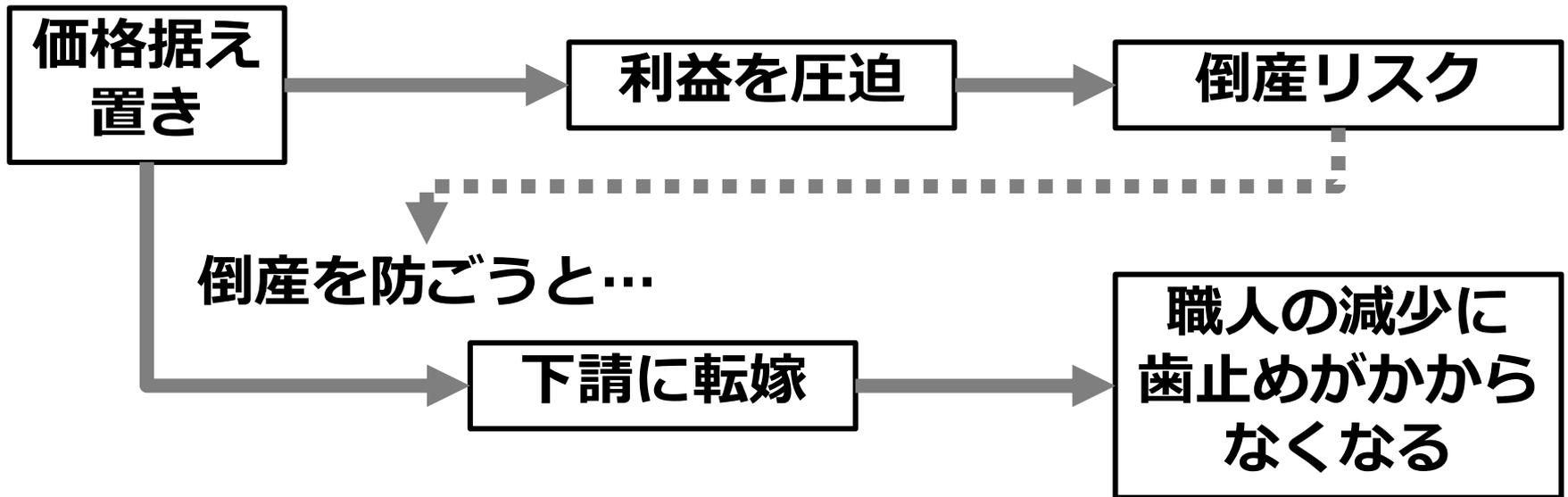
- ウッドショックによって木材の価格が高騰。まだ今後の見通しも立たない
- 2023年にはインボイス制度が導入
  - 消費税免税事業者だった建築職人が消費税納税をすることとなると、全体的に原価が高騰する。



**既に目の前にある“原価高騰のリスク”**

# 住宅価格を据え置くか？

- 住宅業界の持続可能性を考えると据え置きはリスク。



## ビジネスと人権に関する指導原則

### 第一の柱

#### 人権を 保護する 国家の義務

##### 運用上の原則

- 一般的な国家の規制及び政策機能
- 国と企業の連携
- 紛争影響地域における企業による人権尊重の支援
- 政策の一貫性の確保

### 第二の柱

#### 人権を 尊重する 企業の責任

##### 運用上の原則

- 企業方針によるコミットメント
- 人権デュー・ディリジェンス
- 救済への取組
- 置かれている状況を踏まえた対応

### 第三の柱

#### 救済への アクセス

##### 運用上の原則

- 国家による司法手続
- 国家による非司法的苦情処理の仕組み
- 非国家基盤型の苦情処理の仕組み
- 非司法的苦情処理メカニズムの実効性の基準

# 1

## 人権方針の策定

指導原則 16

企業は、人権を尊重する責任を果たすというコミットメントを企業方針として発信することを求められています。



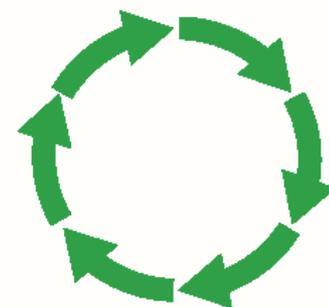
**Policy  
Commitment**

## 2

# 人権デュー・ディリジェンスの実施

指導原則 17~21

企業は、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施することを求められています。この一連の流れのことを「人権デュー・ディリジェンス」と呼んでいます。



**Human Rights  
Due Diligence**

### 3

## 救済メカニズムの構築

指導原則 22

人権への悪影響を引き起こしたり、又は助長を確認した場合、企業は正当な手続を通じた救済を提供する、又はそれに協力することを求められています。



Remediation

## 人権デュー・ディリジェンスのステップ

### 人権への 悪影響の特定

#### 指導原則 18

企業が関与する、実際のあるいは潜在的な人権への悪影響の性質を特定し、評価する。

#### 求められること

- 内部や独立した外部の人権専門家の知見を活用する。
- 企業規模及び事業の性質や状況に合わせて、影響を受けるグループや関連ステークホルダーとの協議を組み込む。

### 人権に関する 悪影響の 予防・軽減

#### 指導原則 19

影響評価の結果を、全関連部門や全社的プロセスに組み入れ、悪影響を予防し軽減するための適切な措置を取る。

#### 求められること

- 影響に対処する責任を、企業の然るべきレベルの担当者及び部門に割り当てる。
- 影響に効果的に対処できるよう、意思決定、予算配分、監査の手続を設ける。

### 対応の実効性の 追跡調査

#### 指導原則 20

人権への悪影響が対処されているかどうかを検証する。

#### 求められること

- 適切な質的指標、量的指標に基づく評価を実施する。
- 影響を受けたステークホルダーを含む、社内外からの意見を活用する。

### 情報発信と 外部との コミュニケーション

#### 指導原則 21

事業が人権に深刻な影響を及ぼすリスクがある場合、どのように対処しているかを公表する。

#### 求められること

- 人権への影響を反映し、想定された対象者がアクセスできるような形式と頻度で情報提供を行う。
- 人権への影響に対する企業の対処が適切であったかどうかを個別案件毎に評価するため十分な情報を提供する。
- 影響を受けたステークホルダーや従業員、商取引上の機密へのリスクに配慮した形で情報を提供する。

東京 2020 大会の持続可能性コンセプト

# Be better, together



より良い未来へ、ともに進もう。

## 気候変動

脱炭素社会の実現に向けて

## 資源管理

資源を一切ムダにしない

## 大気・水・緑・生物多様性等

自然共生都市の実現

## 人権・労働、公正な事業慣行等

多様性の祝祭

## 参加・協働、情報発信

パートナーシップによる大会づくり



## 行動計画の概要

以下の様々な分野で、人権を尊重した行動をとることが、企業に求められています。

### 新しい技術の発展に伴う人権

- ヘイトスピーチを含むインターネット上の名誉毀損等への対応
- AIの利用と人権やプライバシーの保護に関する議論の推進

### 消費者の権利・役割

- エシカル消費の普及・啓発
- 消費者志向経営の推進
- 消費者教育の推進

### 労働(ディーセント・ワークの促進等)

- ディーセント・ワークの促進
- ハラスメント対策の強化
- 労働者の権利の保護・尊重(含む外国人労働者、外国人技能実習生等)

### 子どもの権利の保護・促進

- 人身取引等を含む児童労働撤廃に関する国際的な取組への貢献
- 児童買春に関する啓発
- 子どもに対する暴力への取組
- スポーツ原則・ビジネス原則の周知
- インターネット利用環境整備
- 「子供の性被害防止プラン」の着実な実施

## 1 横断的事項

～幅広い取組が必要と思われるテーマ～

### 法の下での平等 (障害者、女性、性的指向・性自認等)

- ユニバーサルデザイン等の推進
- 障害者雇用の促進
- 女性活躍の推進
- 性的指向・性自認への理解・受容の促進
- 雇用分野における平等な取扱い
- 公衆の使用を目的とする場所での平等な取扱い

### 外国人材の受入れ・共生

- 共生社会実現に向けた外国人材の受入れ環境整備の充実・推進



## ①違法伐採の木材・木製品は使用しません。

各種認証で合法伐採木材の確認に努めてください。

※購入先で確認することができます。

①森林認証・C o C 認証（S G E C、F S C、P E F C）

②森林関連団体の認定を得て事業者が行う証明

12 つくる責任  
つかう責任



## ②現場から発生した建設廃棄物は適切に取扱います。

- 建設廃棄物とお客様の残置物  
（一般廃棄物）は区分してください。
  
- 建設廃棄物（木くず、プラスチック、  
金属、紙くず、石膏ボード等）は  
品目ごとに分別してください。  
※建設廃棄物のリサイクルは分別か  
らはじまります。

12 つくる責任  
つかう責任



③現場の整理整頓はもちろん、作業時に発生する粉塵、有害物質等による環境汚染の防止に努めます。

□粉じんが発生する作業を行う際は散水等飛散防止に努めてください。

□建設廃棄物は袋詰めを行い、近隣への飛散防止に努めてください。

12 つくる責任  
つかう責任



## ④ サプライチェーンにおいて人権侵害の恐れのある製品は使用しません。

□ 外国人技能実習生等の人権を尊重してください。もちろん日本人労働者に対しても同様です。

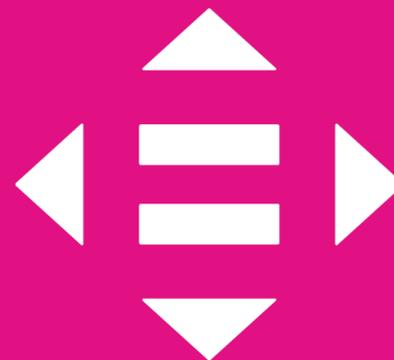
### ① 労働基準関係法令違反はしない

✕ 長時間労働、最低賃金違反、残業代の不払い

### ② 人権侵害はしない

✕ 暴力、脅迫、セクハラ、旅券・残留カードの取り上げ

10 人や国の不平等をなくそう



# 労働施策総合推進法に基づく 「パワーハラスメント防止措置」が 中小企業の事業主にも義務化されます！

令和4年  
4月1日より

令和2年6月1日に「改正 労働施策総合推進法」が施行されました。  
中小企業に対する職場のパワーハラスメント防止措置は、令和4年4月1日から義務化されます（令和4年3月31日までは努力義務）。

## 職場における「パワーハラスメント」の定義

職場で行われる、①～③の要素全てを満たす行為をいいます。

- ① 優越的な関係を背景とした言動
- ② 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- ③ 労働者の就業環境が害されるもの

※客観的にみて、業務上必要かつ相当な範囲で行われる適正な業務指示や指導は該当しません。

## 職場におけるパワーハラスメントの代表的な言動の種類、該当すると考えられる例

代表的な言動の6つの類型	該当すると考えられる例
<b>1 身体的な攻撃</b> 暴行・傷害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 殴打、足蹴りを行う。</li> <li>● 相手に物を投げつける。</li> </ul>
<b>2 精神的な攻撃</b> 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人格を否定するような言動を行う。 相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む。</li> <li>● 業務の遂行に必要な以上に長時間にわたる厳しい叱責を繰り返す。</li> </ul>
<b>3 人間関係からの切り離し</b> 隔離・仲間外し・無視	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1人の労働者に対して同僚が集団で無視をし、職場で孤立させる。</li> </ul>
<b>4 過大な要求</b> 業務上明らかに不要なことや 遂行不可能なことの強制・仕事の妨害	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新卒採用者に対し、必要な教育を行わないまま到底対応できないレベルの業績目標を課し、達成できなかったことに対し厳しく叱責する。</li> </ul>
<b>5 過小な要求</b> 業務上の合理性なく能力や経験と かけ離れた程度の低い仕事を命じること や仕事を与えないこと	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 管理職である労働者を退職させるため、誰でも遂行可能な業務を行わせる。</li> <li>● 気に入らない労働者に対して嫌がらせのために仕事を与えない。</li> </ul>
<b>6 個の侵害</b> 私的なことに過度に立ち入ること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 労働者の性的指向・性自認や病歴、不妊治療等の機微な個人情報について、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露する。</li> </ul>

※個別の事案について、パワハラに該当するのかの判断に際しては、当該言動の目的、言動が行われた経緯や状況等、様々な要素を総合的に考慮することが必要です。

また、相談窓口の担当者等が相談者の心身の状況や当該言動が行われた際の受け止めなど、その認識にも配慮しながら、相談者と行為者の双方から丁寧に事実確認を行うことも重要です。



厚生労働省 都道府県労働局雇用環境・均等部（室）

## 「職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置」とは？

事業主が必ず講じなければならない具体的な措置の内容は以下のとおりです。

<p>事業主の方針等の 明確化および周知・啓発</p>	<p>①職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること ②行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等文書に規定し、労働者に周知・啓発すること</p>
<p>相談に応じ、適切に 対応するために 必要な体制の整備</p>	<p>③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること ④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること</p>
<p>職場におけるパワハラ に関する事後の 迅速かつ適切な対応</p>	<p>⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること ⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと ⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと ⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること (事実確認ができなかった場合も含む)</p>
<p>併せて講ずべき措置</p>	<p>⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること ⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取り扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること ※労働者が事業主に相談したこと等を理由として、<b>事業主が解雇その他の不利益な取り扱いを行うことは、労働施策総合推進法において禁止されています。</b></p>

# 「録音、自らを守るため」次官セクハラ問題、テレ朝会見

2018年4月19日00時53分

f シェア  
1949

🐦 ツイート  
[list](#)

B ブックマーク  
54

✉️ メール

🖨️ 印刷



【動画】深夜に記者会見するテレビ朝日の篠塚浩取締役報道局長ら = 鬼室黎撮影



記者会見するテレビ朝日の篠塚浩取締役報道局長  
(右)と長田明広報道局長 = 2018年4月19日  
午前0時13分、東京都港区のテレビ朝日本社、  
鬼室黎撮影



テレビ朝日は19日午前0時から東京都港区の本社で緊急の会見を開き、同社の女性社員が財務省の福田淳一事務次官からセクハラ被害を受けていたと発表した。また、女性社員が上司に相談しながらも「報道は難しい」と伝えられ、週刊新潮に連絡をしたことも明らかにした。篠塚浩取締役報道局長は「社員からセクハラ情報があつたにもかかわらず、適切な対応ができなかったことに関しては深く反省しております」と述べた。

# 多様なハラスメント

---

## 1. セクシュアルハラスメント（セクハラ）

時・場所・相手をわきまえずに相手を不愉快にさせる性的な言動

## 2. パワーハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適性な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為

## 3. モラルハラスメント（モラハラ）

道徳上（モラル上）許されない、他者に迷惑をかける行為・嫌がらせ行為

## 4. その他

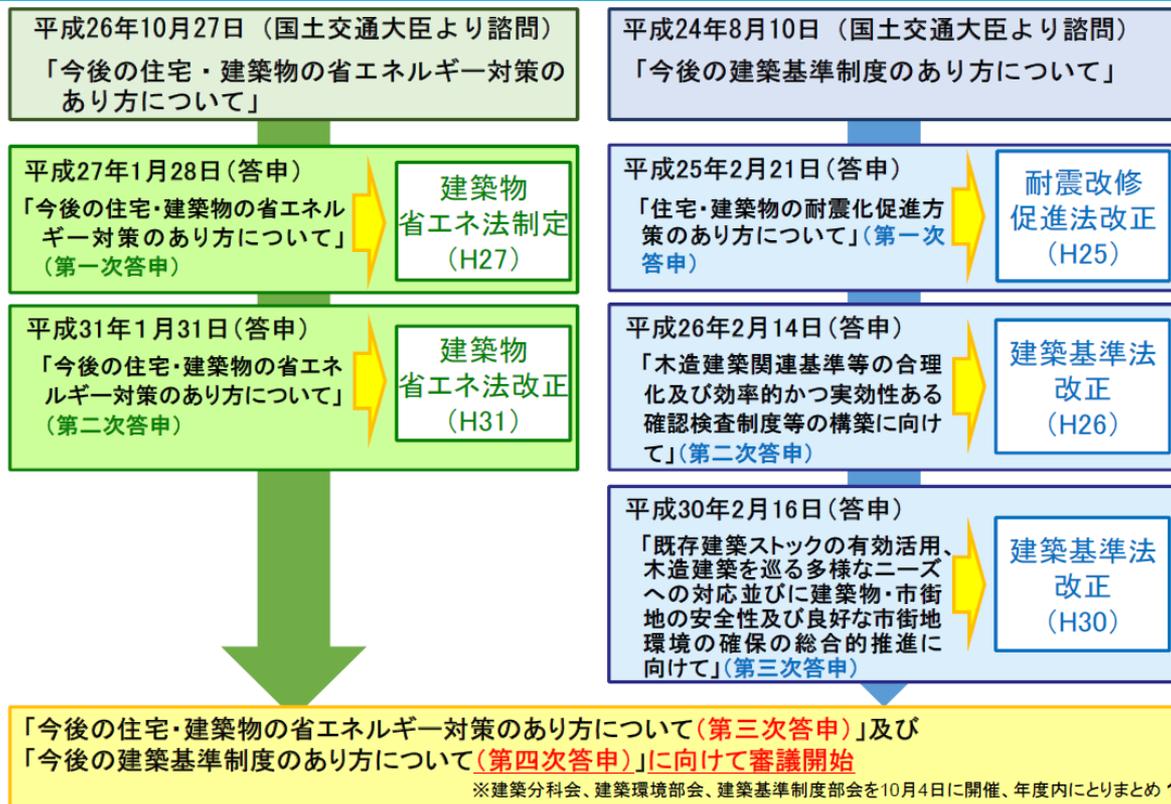
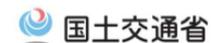
現在ハラスメントの種類としては約30種類程度存在することが指摘されている。Ex.アルハラ、アカハラ

# パワハラの種類

---

- 1 暴行・傷害型（身体的な攻撃）
- 2 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
- 3 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
- 4 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
- 5 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
- 6 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

## 社会資本整備審議会 建築分科会の開催について



## 主な審議事項と議論の方向性の全体像

